

市町村名	備前市
担当部署	総合政策部 企画課 地方創生推進係
連絡先	0869-64-1843
移住サイト 又はHP	https://www.city.bizen.okayama.jp/site/iuu/

区 分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	備前市移住体験住宅(吉永)	備前市への移住を希望される者を対象に、実際に市内で生活体験ができる場を提供するため移住体験住宅を整備。 【対象者】 備前市へ移住を希望されている者	【使用料】 1回 30,000円(利用限度 4回まで) 【利用可能期間】 5泊以上～27泊まで
お試し暮らし等	備前市移住調査宿泊費補助事業	備前市への移住を希望している者が、市内での住居探し又は生活環境を調査するために市内宿泊施設を活用した際に、宿泊費を補助する。 【対象者】 ・県外に住所を有し、市内への移住を目的としている者 ・住居探し(建物の内見等)、仕事探し(ハローワーク相談、シェアオフィス内見、起業)に取り組まれること ・市内の民間宿泊施設に宿泊すること ・1人2,000円以上の宿泊料金(飲食代を除く)を支払うこと	【補助額】 補助対象者及びその家族が市内の民間宿泊施設に宿泊した日数が1泊につき1人4,000円以内を補助 【限度額】 1年度につき1家族当たり5万円、個人は1人当たり24,000円を限度
起業	創業塾	これから創業を考えている者、創業して間もない者を対象に「創業塾」を開講し、修了者には会社設立時の優遇制度あり。 ※創業塾…特定創業支援事業として認定を受けた事業で、市内で起業しようとする者を対象として行う塾	全5日間の講義を受講し、4日以上出席者には会社設立時の登録免許税の減免、創業関連保証の特例、日本政策金融公庫による融資・開業支援資金など優遇
起業	備前市創業奨励金交付事業	雇用の拡大と地域経済の活性化に資するため、「創業塾」等を受講した、市内での起業者に奨励金を交付	奨励金 10万円
起業	新規創業者支援事業(備前市商業振興対策事業)	新規創業に際して、空き店舗、空き家などを小売店、飲食店として活用見込みのある本市に住民登録のある市民に対して、工事費等の対象経費を補助する。 ※開店後、3年以上事業継続が可能であること	【補助額】 工事請負費、備品購入費等の対象経費の1/3 【限度額】 100万円
就農等	新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)	次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営農業する認定新規就農者に対し、資金をを交付する。 【要件】 ・独立・自営就農時に49歳以下の者 ・経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること ・経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市長に認められること ・目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること ・前年の世帯所得が600万円以下であること	【交付額】 経営開始1～3年目165万円/年
就農等	備前市就業奨励補助金	市内に住所を有し、新たに農林漁業を経営する者で、将来にわたり専業(年間従事日数250日以上)として農林漁業経営を続けていく15歳以上39歳以下の者(夫婦の場合いずれか一方)に奨励金を交付する。	【交付額】 後継ぎ型、経営分離独立型、新規参入型 各5万円
住宅	空き家情報バンク	個人が所有する居住していない空き家を、賃貸借や売買するためのマッチングを図るために、「空き家情報バンク制度」を開設。宅建協会及び不動産協会に加盟する不動産事業者に照会し物件仲介業者を探すことができる。	登録無料
子育て	保育料無償	負担公平性の確保と子育て支援の充実及び若い世代の定住促進を図るため、平成27年度から満4歳・満5歳児の保育料の無料化を開始。28年度からは、対象年齢を満1歳から満3歳の園児も対象、さらに、29年度からは、0歳児も対象となり、完全無償化とする。 給食費(おやつ代含む)及び保育材料費についても、令和5年度から完全無償化とする。 【対象者】 満0歳から満5歳の園児(※満年齢は、各年度の4月1日時点の年齢により判断) 【要件】 保護者とお子さんが備前市に居住し、住民登録をしていること	保育料、給食費、保育教材費が無料
子育て	おむつ等無償提供	【対象者】市内認定こども園及び小規模保育事業所の園児	紙おむつ・おしりふきを無償提供
子育て	子ども医療費給付事業	子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資するため、子どもの医療費を市が助成する。(原則無料) 【対象者】 ・出生の日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ・備前市に住所を有すること ・国民健康保険、その他の健康保険に加入していること	保険適用外の医療費や医療材料、入院時の食事代、差額ベッド代、予防接種は助成対象外

子育て	出産祝金	次代を担う子どもの出産を奨励するとともに、出生数の増加を図り、もって定住人口の増加及び地域の活性化に寄与することを目的として、出産祝金を支給する。 【対象者】 次のいずれにも該当する保護者とする。 (1) 出産の日前6月以上又は同日を含む6月以上継続して市内に居住し、出産の日後出産祝金の支給申請の日以降も引き続き市内に居住する意思を有する者 (2) 住民基本台帳法の規定により、新生児と同一の世帯として住所を有する者 (3) 市税を滞納していない者	【支給額】 新生児1人につき10万円
子育て	家庭育児応援金支給事業	保育施設を利用せずに在宅で子どもを育児している保護者に対し、経済的な負担を軽減するとともに、子どもを安心して家庭で産み育てることができ環境づくりを行うことを目的として、家庭育児応援金を支給する。 【対象者】 次のいずれにも該当する者とする。 (1) 生後6か月を経過する日の翌月から満1歳に達した日を含む月までの子(以下「対象児童」という。)で、保育施設等を利用していないものを在宅で育児している保護者であること (2) 市内に住所を有し、対象児童と生計を同一にしていること (3) 生活保護法に基づく扶助を受けていないこと (4) 同一世帯に属する者に市税その他の徴収金の滞納がないこと	【支給額】 月額2万円(要件を同一月内に15日以上満たす月を対象とする。)
子育て	小・中学校給食費無償化・学用品費サポート事業	保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、小・中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化する。 学用品費についても、学校の授業での指導上全員が一律に購入するものを無償化する。 【対象者】 ・備前市立の小・中学校に在籍している児童・生徒	①学校給食費の納付免除 ②学校の授業での指導上全員が一律に購入する学用品費の納付免除
子育て	放課後児童クラブ	放課後帰宅しても、勤務等により保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に、遊びや生活の場を提供しています。	全ての小学校区にて開設
子育て	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方がネットワークをつくり、助け合う会員組織です。 【会員の種類】 依頼会員：生後3か月から10歳未満の子どもを育てている人 提供会員：健康で援助活動に熱意を持っている人 【サポート内容】 ・保育園、こども園等の施設までの送迎 ・保育園、こども園等の開始前や終了後の子どもを預かること ・放課後児童クラブ終了後の送迎及び子どもを預かること ・子どもが軽度の病気の場合、終日子どもを預かること ・その他子育て支援に必要な援助を行うこと	【利用料金】 登録料：500円(新規登録時) 保険料：500円(年度に1回1年分として) 平日7～19時：600円/時 土日祝7～19時：700円/時 軽度の病児保育7～19時：800円/時
子育て	ひとり親家庭への支援	①高等職業訓練促進給付金 市内のひとり親家庭等の父または母が経済的自立に役立つ資格取得のために、1年以上養成機関等で修業する際に、修業期間4年を限度に高等職業訓練促進給付金を支給する。 ②自立支援教育訓練給付金 市内のひとり親家庭等の父または母が経済的自立に役立つ資格取得のために、市が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。	【支給額】 ①70,500円/月(最後の12月間は110,500円) または100,000円/月(最後の12月間は140,000円)を48月を限度に支給 ②受講費用の6割(下限12,001円、一般または特定：最大20万円、専門：最大160万円)を支給
子育て	未熟児養育医療費支援	養育のために病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を扶養義務者の所得に応じて公費負担する制度。 【対象者】 備前市に住所があり、医師が入院を認めた1歳未満の乳児	支給額は所得に応じて変わるため、要相談
子育て	弱視等治療用眼鏡等購入費助成	医師の指導のもとに弱視又は斜視の治療用眼鏡及びコンタクトレンズを購入した場合は、購入費の一部を助成する。 【対象者】 ・満9歳から満15歳になって最初の3月31日までの者 ・前回購入から2年間経過している者 ・世帯員に市税の滞納がない者	【助成額】 購入金額に10分の7を乗じた額で、上限3万円
子育て	備前まなび塾プラス	①土曜日・長期休業講座 支援者の指導のもと宿題や問題集など自主学習を行います。登録制で最寄りの公民館に塾生が通います。主に土曜日と長期休業中に開催します。 ②体験活動講座 子どもの知的好奇心を刺激し、学校での学びの基礎となる体験活動講座を行います。学び方を学んだり、郷土の良さを理解したりする内容も含まれています。参加者を募集し、土曜午後・日曜・祝日などに実施します。	主に小中学生を対象とし、2講座両方の受講も可能。
子育て	地域子育て支援拠点事業等	子育て世帯が気軽に集い、情報交換や仲間づくりができる子育て支援拠点が市内各所にあります。野外の交流広場などもあり、学校や園とは違った友達関係を築くことができます。 備前市のホームページで「地域子育て支援拠点施設通信」を確認ください。	各拠点とも利用無料

その他	結婚新生活支援事業	若年者世帯の婚姻に伴う新生活を支援することにより地域における少子化対策の強化に資することを目的に、新婚世帯の住居費や引越し費用等を補助する。 【対象者】 令和8年3月1日以降に婚姻届を提出し、令和9年3月22日までに夫婦ともに市内に居住した世帯が対象。 ・婚姻届の受理された日において、夫婦がいずれも満39歳以下であること ・前年の所得を世帯で合計した額が500万円未満であること。ただし、次の場合にあっては、それぞれに掲げる計算方法により算出して得た額が400万円未満であること。(補助金の交付申請の時点において無職である者については、所得なしとする。貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。) ・他の公的制度による家賃補助等又は生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助を受けていないこと ・市税等を滞納していないこと ・市内に定住する意思があること	住居費及び引越し費用の合算額(これらの費用について勤務先等から住宅手当又は移転手当(これらに類する手当を含むものが支給されている場合にあっては、当該住宅手当等の額を控除した額)とする。 ・婚姻届の受理された日において、夫婦がいずれも満29歳以下の新婚世帯 60万円 ・上記以外の新婚世帯 30万円
その他	一般不妊治療支援事業	不妊症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、一般不妊治療に要する医療費の自己負担額の一部を助成することにより、不妊治療の機会の拡大を図る。 【対象者】 次のいずれにも該当する者 (1) 夫婦(原則として法律上の婚姻の届出をしている夫婦とし、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のいずれか一方が補助金の交付を申請する日において、備前市に1年以上住民票があること。 (2) 夫婦のいずれか一方が医療機関において不妊症と診断され、一般不妊治療の必要があると認められていること。 (3) 補助金の交付申請の日において、夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと。 (4) 他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと。	【補助額、限度額】 保険診療における自己負担額の1/2以内とし、1回あたり4万円を上限とする。
その他	生殖補助医療支援事業	不妊症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、生殖補助医療(治療期間の初日における妻の年齢が満43歳未満である夫婦間で行うもの)に限る。以下同じ。)に係る治療費等の自己負担額の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、不妊治療の充実を図る。 【対象者】 次のいずれにも該当する者 (1) 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されていること。 (2) 夫婦(原則として法律上の婚姻の届出をしている夫婦とし、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のいずれか一方が補助金の交付を申請する日において、備前市に1年以上住民票があること。 (3) 補助金の交付申請の日において、夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと。 (4) 他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと。	【補助額、限度額】 保険診療: 自己負担額の1/2以内とし、1回あたり9万円を上限とする。 併用診療: 自己負担額の1/2以内とし、1回あたり12万円を上限とする。 混合診療: 混合診療に係る費用と同額とし、1回あたり20万円を上限とする。
その他	不育治療支援事業	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医による不育症と診断された者が受ける治療行為にかかる治療費について助成する。 【対象者】 不育治療を受けている人であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 不育治療を開始した時から申請に至るまでの間、助成対象者及びその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がいずれも備前市内に住所を有していること。 (2) 助成対象者及びその配偶者並びにそれぞれ属する世帯の世帯員に市税の滞納がないこと。	【補助額、限度額】 1回の治療に対する助成金の額は当該治療に係る治療費等の額の範囲内とし、1回につき30万円を限度とする。
その他	備前市移住支援金事業	1年以内に岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けて、本市に移住され5年以上定住される者に移住支援金を交付する。	【補助額、限度額】 2人以上の世帯100万円、単身は60万円
その他	無痛分娩費用助成事業	出産時の痛みに対する不安等の軽減、産後の早期回復その他の心身の負担軽減など、安心して出産できる環境の整備に資することを目的として、無痛分娩に係る費用を助成する。 【対象者】 無痛分娩を実施した者で次の各号のいずれにも該当するもの (1) 無痛分娩を実施した日において備前市内に住所を有し、かつ、引き続き定住する意思があること。 (2) 無痛分娩費用について、他の地方公共団体から補助金等の交付を受けていないこと。 (3) 市税等に滞納がないこと。	【補助額】 無痛分娩費用の2/3(上限20万円)
その他	妊婦に対する分娩交通費補助事業	妊婦の出産前における心理的及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、当該妊婦の分娩取扱施設までの移動にかかる交通費を補助する。 【対象者】 出産した者で次の各号のいずれにも該当するもの (1) 出産の日から補助金の交付が決定される日まで引き続き備前市内に住所を有すること。 (2) 出産した者及びその属する世帯の世帯員に市税等の滞納がないこと。	【補助額】 無痛分娩費用の2/3(上限20万円)

その他	産後ケア事業	安心して妊娠し、出産することができる体制の整備を図ることを目的として、産後間もない母子であって育児支援を必要とするものを対象に、産後ケア事業を実施する。 【対象者】 市内に住所を有する産後3箇月以内の1年を経過しない産婦並びに新生児及び乳児であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 出産後の身体的な不調及び回復の遅れがあり、休養及び保健指導の必要がある者 (2) 出産後の心理的な不調及び育児不安があり、身近に相談できる者がいない者 (3) 家族等からの十分な育児、家事等の支援が受けられず、社会的支援の必要がある者 (4) その他市が特に必要と認める者 【サービス内容】 ・産後のお母さんの健康状態のチェックや乳房ケア ・沐浴、授乳指導 ・お子さんの健康状態や体重のチェック ・子育てに関する相談 【利用可能単位数】 1回の出産につき通算6単位まで利用可能 ・宿泊型ケア:1単位/1泊2日 ・デイサービス型ケア:1単位/日 ・家庭訪問型ケア:1単位/回	【助成額】 ①生活保護受給世帯、市民税非課税世帯 ・宿泊型ケア:17,500円/単位 ・デイサービス型ケア:13,500円/単位 ・家庭訪問型ケア:5000円/単位 (2回目以降4250円/単位) ②上記に属さない世帯 ・宿泊型ケア:15,000円/単位 ・デイサービス型ケア:12,000円/単位 ・家庭訪問型ケア:4000円/単位 (2回目以降3500円/単位)
-----	------------------------	---	--